

## 目

## 次

	頁
第 95 号議案 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	11
第 96 号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	18
第 97 号議案 埼玉県山西省友好記念館条例を廃止する条例	20
第 98 号議案 埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例	21
第 99 号議案 埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	22
第 100 号議案 埼玉県保健所条例の一部を改正する条例	23
第 101 号議案 埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例	24
第 102 号議案 埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例	27
第 103 号議案 埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	29
第 104 号議案 埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例	37
第 105 号議案 埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	38
第 106 号議案 埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	39
第 107 号議案 埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例	40

## 第九十五号議案

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十五項第一号事務の欄及び同項第二号事務の欄中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項」に改め、同項第三号事務の欄7中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に改め、同欄8中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改める。

別表第九十三項市町村の欄中「飯能市」を削る。

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一項市町村の欄中「皆野町」の下に「長瀬町」を加える。

別表第二項第一号事務の欄2中「第二十一条の五の十九、第二十一条の五の二十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十七第五項、第二十一条の五の二十、第二十一条の五の二十六第二項第一号」に改め、同欄3中「第二十一条の五の十二第一項、第二十一条の五の二十七第一項」を「第二十一条の五の二十三第一項、第二十一条の五の二十八第一項」に改め、同欄4中「第二十一条の五の二十二第二項、第二十一条の五の二十七第二項」を「第二十一条の五の二十三第二項、第二十一条の五の二十八第二項」に改め、同欄5中「第二十一条の五の二十二第三項、第二十一条の五の二十七第三項」を「第二十一条の五の二十三第三項、第二十一条の五の二十八第三項」に改め、同欄6中「第二十一条の五の二十二第四項、第二十一条の五の二十四、第二十一条の五の二十七第四項」を「第二十一条の五の二十三第四項、第二十一条の五の二十五、第二十一条の五の二十八第四項」に改め、同欄7中「第二十一条の五の二十二第五項、第二十一条の五の二十三第二項、第二十一条の五の二十六第四項及び第二十一条の五の二十七第五項」を「第二十一条の五の二十三第五項、第二十一条の五の二十四第二項、第二十一条の五の二十七第四項及び第二十一条の五の二十八第五項」に改め、同欄8中「第二十一条の五の二十三第一項」を「第二十一条の五の二十四第一項」に改め、同欄9中「第二十一条の五の二十六第一項」を「第二十一条の五の二十七第一項」に改め、同欄10中「第二十一条の五の二十六第三項」を「第二十一条の五の二十七第三項」に改め、同欄11中「第二十一条の五の二十第一項」を「第二十一条の五の二十一第一項」に改め、同項第七号市町村の欄、同項第八号市町村の欄及び同項第九号市町村の欄中「川越市」の下に「川口市」を加える。

別表第三項市町村の欄中「川口市」を削る。

別表第四項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第六項第三号市町村の欄中「、北本市」及び「、白岡市」を削る。

別表第七項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「、川口市」を削る。

別表第八項市町村の欄、同表第九項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄、同表第十項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄、同表第十一項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄及び同表第十二項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第十三項第一号事務の欄中7を削り、8を7とし、9から12までを8から11までとし、同欄13中「8」を「7」に、「10」を「9」に、「12」を「11」に改め、同欄13を同欄12とし、同欄中14を13とし、15を14とし、同号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項第三号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項第四号事務の欄2中「及び第六十六条第二項」を「第六十六条第二項及び第六十七条第三項」に改め、同欄中17を削り、18を17とし、19から22までを18から21までとし、同項第六号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第十四項第二号市町村の欄中「川口市、」を削り、同項第三号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第十五項第二号市町村の欄中「、北本市」及び「、白岡市」を削る。

別表第十六項第一号市町村の欄中「川口市、」を削り、同項第二号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第十七項市町村の欄、同表第十八項市町村の欄、同表第十九項第二号市町村の欄及び同表第二十項第二号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第二十二項市町村の欄中「鴻巣市」の下に「、上尾市」を加える。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第十三項」を「第十四項」に改める。

別表第二十四項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第二十六項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「入間市」を「加須市、入間市」に改め、同項第四号市町村の欄中「加須市」を「戸田市」に改め、同項第五号市町村の欄中「吉川市」を「戸田市、久喜市、蓮田市、吉川市」に改める。

別表第二十八項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第三十三項第一号市町村の欄中「、鴻巣市」を削り、「皆野町」の下に「、小鹿野町」を加え、同項第二号市町村の欄中「狭山市」の下に「、鴻巣市」を加

え、同項第四号市町村の欄中「、北本市」及び「、白岡市」を削り、同項第六号市町村の欄中「皆野町」の下に「、小鹿野町」を加える。

別表第三十四項市町村の欄中「草加市」の下に「、越谷市」を加える。

別表第三十五項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第三十七項第一号市町村の欄中「毛呂山町」の下に「、滑川町」を加える。

別表第四十項第二号市町村の欄中「東秩父村」の下に「、美里町」を加える。

別表第四十一項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄及び同表第四十二項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第四十三項市町村の欄中「嵐山町」の下に「、小川町」を加える。

別表第四十四項市町村の欄中「、越谷市」を削る。

別表第四十五項第一号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項第二号市町村の欄中「さいたま市」の下に「、川口市」を加え、同項第三号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第四十六項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第四十八項市町村の欄を次のように改める。

各町村
-----

別表第五十一項第一号事務の欄中「施設」の下に「に係るもの」を加え、同号市町村の欄中「、川口市」を削り、「戸田市」の下に「、朝霞市」を加え、同項第二号市町村の欄中「加須市」の下に「、朝霞市、富士見市」を加え、同項第六号事務の欄2中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同欄3中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改め、同欄4中「第二十九条第十二項」を「第二十九条第十五項」に改め、同欄4を同欄5とし、同欄3の次に次のように加える。

4 法第二十九条第十四項の規定による命令

別表第五十二項市町村の欄中「狭山市」の下に「、鴻巣市」を加える。

別表第五十四項第一号市町村の欄中「和光市」を「加須市、戸田市、和光市」に改め、同項第二号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第五十六項市町村の欄及び同表第五十九項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第六十項第二号市町村の欄中「戸田市」を「さいたま市、戸田市」に改める。

別表第六十一項第一号事務の欄1中「第十八条の十三第二項」の下に「及び第十八条の三十一第二項」を加え、「並びに第十八条の十五第一項及び第二項」を

「、第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」に改め、同欄２中「並びに第十八条の十九」を「、第十八条の十九、第十八条の二十六並びに第十八条の二十九第二項」に改め、同欄３中「第十八条の十三第一項」の下に「及び第十八条の三十一第一項」を加え、同欄４中「第十五条の二第一項」の下に「、第十八条の二十九第一項」を加え、同号市町村の欄中「川口市、」を削り、同項第五号市町村の欄中「川口市、」を削る。

別表第六十二項第一号市町村の欄中「毛呂山町」の下に「、滑川町」を加え、同項第八号市町村の欄中「、滑川町」を削る。

別表第六十三項第一号市町村の欄中「嵐山町」の下に「、小川町」を加える。

別表第六十四項事務の欄３中「第十五条の二第六項（）」を「第十五条の二第六項及び第七項（これらの規定を）」に改める。

別表第六十五項市町村の欄中「川口市、」を削る。

別表第六十六項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第六十八項市町村の欄中「秩父市」を「川口市、秩父市」に改める。

別表第七十項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第七十一項第一号市町村の欄中「川口市、」を削る。

別表第七十六項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表第七十八項第五号市町村の欄中「羽生市」の下に「、鴻巣市」を加える。

別表第七十九項第一号市町村の欄中「、川口市」を削り、同項第二号市町村の欄中「、川口市」を削り、「久喜市」の下に「、北本市」を加える。

別表第八十項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

別表中第百十五項を第百十六項とし、第百十四項を第百十五項とする。

別表第百十三項第一号市町村の欄、同項第二号市町村の欄及び同項第三号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第百十四項とする。

別表第百十二項第八号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項第十号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第百十三項とし、同表中第百十一項を第百十二項とし、第百四項から第百十項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第百三項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第百四項とする。

別表第百二項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第百三項とする。

別表第一百一項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第一百二項とする。

別表第一百項市町村の欄中「鴻巣市」の下に「、上尾市」を加え、同項を同表第一百一項とする。

別表第九十九項市町村の欄中「鴻巣市」の下に「、上尾市」を加え、同項を同表第一百項とし、同表第九十八項を同表第九十九項とする。

別表第九十七項第三号市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第九十八項とする。

別表第九十六項第一号事務の欄3中「法」の下に「第四十一条の二第五項、」を加え、同項第三号市町村の欄中「熊谷市」を「川越市、熊谷市」に改め、「加須市」の下に「、東松山市」を、「蕨市」の下に「、朝霞市、志木市」を、「和光市」の下に「、新座市」を、「嵐山町」の下に「、小川町」を、「川島町」の下に「、吉見町」を、「皆野町」の下に「、長瀨町」を、「東秩父村」の下に「宮代町」を加え、同項を同表第九十七項とし、同表第九十五項を同表第九十六項とする。

別表第九十四項第三号市町村の欄中「、北本市」及び「、白岡市」を削り、同項を同表第九十五項とし、同表中第九十三項を第九十四項とし、第九十項から第九十二項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第八十九項第一号事務の欄中「平成十三年法律第二十六号。」を削り、同項を同表第九十項とする。

別表第八十八項市町村の欄中「川口市、」を削り、同項を同表第八十九項とし、同表中第八十七項を第八十八項とし、第八十三項から第八十六項までを一項ずつ繰り下げる。

別表第八十二項市町村の欄中「川越市」の下に「、川口市」を加え、同項を同表第八十三項とし、同表中第八十一項を第八十二項とし、第八十項の次に次の一項を加える。

<p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法第二十条の五の特別養護老人ホーム、同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、介護保険法第八条第一項の居宅サービス事業（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定</p>	<p>和光市</p>
---	------------

81	<p>福祉用具販売に係るものを除く。）、同条第十四項の地域密着型サービス事業、同条第二十八項の介護老人保健施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項のサービス付き高齢者向け住宅事業に係るものに限る。）</p> <p>1 法第四十八条の三第一項及び附則第二十条第一項の規定による登録</p> <p>2 法第四十八条の六第一項及び第二項（これらの規定を法附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理</p> <p>3 法第四十八条の七（法附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消し及び命令</p> <p>4 法第四十八条の八（法附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示</p> <p>5 法第四十八条の九及び附則第二十条第二項において準用する法第十九条の規定による報告の徴収</p> <p>6 法第四十八条の九及び附則第二十条第二項において準用する法第二十条の規定による立入検査</p>
----	---

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例（第二条の規定に限る。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

平成二十九年十二月四日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

市町村への権限移譲の推進を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとし、及び川口市の中核市への移行に伴う規定の整備等をしたいので、この案を提出するものである。

第九十六号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十一年埼玉県条例第五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七項中「災害をいう。」の下に「附則第二十九項において同じ。」を、「指示」の下に「（附則第二十九項において「本部長指示」という。）」を加える。  
附則第三十項を附則第三十三項とする。

附則第二十九項中「東日本大震災対処業務手当の支給される」を「前五項の規定により東日本大震災対処業務手当又は原子力災害対処業務手当の支給される」に、「前二項」を「前五項」に改め、「なる東日本大震災対処業務手当」及び「東日本大震災対処業務手当」の下に「又は原子力災害対処業務手当」を加え、同項を附則第三十二項とする。

附則第二十八項の次に次の三項を加える。

（東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例）

29 職員が、東日本大震災以外の原子力災害（原子力災害対策特別措置法第二条第一項第一号に規定する原子力災害をいう。）に対処するため、本部長指示に係る区域において行う業務その他の委員会規則で定める業務に従事したときは、第二条の規定にかかわらず、原子力災害対処業務手当を支給するものとし、その額は、業務に従事した日一日につき四万円を超えない範囲内において、委員会規則で定める業務の区分に応じて委員会規則で定める額とする。

30 前項の業務（委員会規則で定める業務に限る。）に従事した時間が委員会規則で定める時間に満たない場合における当該業務に係る原子力災害対処業務手当の額は、委員会規則で定める額とする。

（東日本大震災対処業務手当等の支給の調整）

31 同一の日において、東日本大震災対処業務手当を支給される業務及び原子力災害対処業務手当を支給される業務に従事した場合においては、これらの業務に係る手当の額が同額のとくにあっては当該手当のいずれか一の手当を、これらの業務に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当のいずれか額の高い手当を支給し、他は支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十九年十二月四日提出

埼玉県知事 上田清司

## 提 案 理 由

平成二十九年十月十九日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の特殊勤務手当についての意見に基づき、東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当を特例措置として新設したいので、この案を提出するものである。

第九十七号議案

埼玉県山山西省友好記念館条例を廃止する条例

埼玉県山山西省友好記念館条例（平成四年埼玉県条例第十八号）は、廃止する。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年十二月四日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

埼玉県山山西省友好記念館を廃止したいので、この案を提出するものである。

第九十八号議案

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和六十年埼玉県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項第四号中「川越市」の下に「、川口市」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成二十九年十二月四日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

川口市が中核市に移行し、保健所を設置することに伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第九十九号議案

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表川口市の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年十二月四日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

川口市の中核市への移行に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

## 第百号議案

埼玉県保健所条例の一部を改正する条例

埼玉県保健所条例（昭和二十五年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一項の表埼玉県川口保健所の項名称の欄中「埼玉県川口保健所」を「埼玉県南部保健所」に改め、同項所管区域の欄中「川口市、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（埼玉県感染症診査協議会条例の一部改正）

2 埼玉県感染症診査協議会条例（平成十一年埼玉県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表埼玉県川口保健所感染症診査協議会の項名称の欄中「埼玉県川口保健所感染症診査協議会」を「埼玉県南部保健所感染症診査協議会」に、同項保健所名の欄中「埼玉県川口保健所」を「埼玉県南部保健所」に改める。

平成二十九年十二月四日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

## 提 案 理 由

川口市が中核市に移行し、保健所を設置することに伴い、埼玉県川口保健所の名称及び所管区域を変更したいので、この案を提出するものである。

第一百号議案

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第七十五条の二第一項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「令」という。)第六条第二項及び第三項の規定に基づき国民健康保険給付費等交付金(以下「交付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるとともに、法第七十五条の七第一項並びに令第九条第三項から第七項まで、第十条第三項から第五項まで及び第十一条第三項から第五項までの規定に基づき国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び令において使用する用語の例による。

(交付金の種類等)

第三条 交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 普通交付金は、令第六条第二項に規定する事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

一 法第七十二条第三項の規定により、国が市町村の取組を支援するため交付する額のうち、県内の当該市町村の取組に応じて県が交付する額

二 法第七十二条の二第一項の規定により、毎年度県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、県内の当該市町村の交付に充てる額

三 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額及び法第七十二条の五第二項の規定により県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて県が交付する額

四 令第四条第三項の規定により、国が災害その他特別の事情がある市町村を包括する都道府県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の当該市町村の災害その他特別の事情に応じて県が交付する額

(納付金の徴収)

第四条 県は、年度ごとに各市町村から納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき納付金の額を算定し、知事が別に定めるところにより、当該市町村に対して通知するものとする。

2 前項に規定する納付金の額は、令、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。

(医療費指数反映係数)

第五条 医療費指数反映係数は、零から一までの範囲内において知事が定める数とする。

(年齢調整後医療費指数)

第六条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第四条の規定により読み替えられた令第九条第四項第一号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第七条 一般納付金所得係数は、本県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

- 一 令附則第四条の規定により読み替えられた令第九条第五項第一号に掲げる額
  - 二 令附則第四条の規定により読み替えられた令第九条第五項第二号に掲げる額
- (一般納付金所得等割合)

第八条 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第四条の規定により読み替えられた令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第九条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第九条第七項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第十条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、本県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

- 一 令附則第四条の規定により読み替えられた令第十条第三項第一号に掲げる額
  - 二 令附則第四条の規定により読み替えられた令第十条第三項第二号に掲げる額
- (後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十一条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第四条の規定により読み替えられた令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十二条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十条第五項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第十三条 介護納付金納付金所得係数は、本県に係る令第十一条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第十四条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条第四項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十五条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条第五項第一号に掲げる数とする。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、交付金の交付及び納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の第三条から第十六条までの規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

平成二十九年十二月四日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 提 案 理 由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

第百二号議案

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表産業労働部の項第一号中「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に、「通訳案内士登録手数料」を「全国通訳案内士登録手数料」に改め、同項第二号中「通訳案内士登録事項訂正手数料」を「全国通訳案内士登録事項訂正手数料」に改め、同項第三号中「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に、「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「第二条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 旅行業法第二十三条及び旅行業法施行令第五条第二項の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	旅行サービス手配業登録申請手数料	一万五千元
--	------------------	-------

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第六十七号中「通訳案内士登録手数料」を「全国通訳案内士登録手数料」に改め、同項第六十八号中「通訳案内士登録事項訂正手数料」を「全国通訳案内士登録事項訂正手数料」に改め、同項第六十九号中「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に改め、同項第三百八十六号を第三百八十七号とし、第三百七十四号から第三百八十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三百七十三号の次に次の一号を加える。

百七十四 旅行サービス手配業登録申請手数料

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中埼玉県手数料条例別表産業労働部の項第一号から第三号までの改正規定及び第二条中埼玉県証紙条例別表埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の項第六十七号から第六十九号までの改正規定は、平成三十年一月四日から施行する。

2 改正後の埼玉県手数料条例別表産業労働部の項第八号の規定の適用については、この条例の施行の日から平成三十年一月三日までの間は、同号の規定中「旅行業法第二十三条及び旅行業法施行令第五条第二項」とあるのは、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）第二条の規定による改正後の旅行業法第二十三条及び通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百二十八号）第一条の規定による改正後の旅行業法施行令第五条第二項」とする。

平成二十九年十二月四日提出

埼玉県知事 上田清司

提 案 理 由

旅行業法等の一部改正に伴い、旅行サービス手配業登録申請手数料の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第百三号議案

埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

埼玉県道路占用料徴収条例（昭和二十八年埼玉県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第三条関係）

三法 十第										占用物件			
変設路 圧け上 器るに	線の電 類他線 のそる	設け下 け下に るに	地 下 に	るに他 線設上 線け空 類けの の電	のそ 柱の 類他	電第 話三 柱種	電第 話二 柱種	電第 話一 柱種	電第 柱三 種	電第 柱二 種	電第 柱一 種	単位	所在地
きに一 つ個	一つル つきに 年き			長さ トメ			年きに一 本						
一、 九〇〇	一 二			二〇	二〇〇	四、 三〇〇	三、 一〇〇	二、 〇〇〇	四、 六〇〇	三、 四〇〇	二、 二〇〇	第一級地	占用料
八 一〇	五			八	八二	一、 八〇〇	一、 三〇〇	八 二〇	一、 九〇〇	一、 四〇〇	九 二〇	第二級地	
五 二〇	三			五	五三	一、 二〇〇	八 五〇	五 三〇	一、 二〇〇	九 二〇	六 〇〇	第三級地	
五 二〇	三			五	五三	一、 二〇〇	八 五〇	五 三〇	一、 二〇〇	九 二〇	六 〇〇	第四級地	
五 二〇	三			五	五三	一、 二〇〇	八 五〇	五 三〇	一、 二〇〇	九 二〇	六 〇〇	第五級地	

		物 工 げ に 一 項 第 二 作 る 掲 号 第 一 条					
○ 外 ・ 径 ○ が	の 満 ト 七 ○ 外 の ル メ ・ 径 も 未 一 ○ が	の そ も の の 他	広 告 塔	箱 便 び 出 郵 差 信 箱 便 出 書 及 差	電 び も 類 こ そ 変 話 公 の す れ の 圧 所 衆 及 る に 他 塔	変 設 地 圧 け 下 器 る に	
		一 つ ル   方 一 面 占 年 き に ト メ 平 積 用	一 つ ル   方 一 面 表 年 き に ト メ 平 積 示	年 き に 一 一 つ 個		一 つ ル   方 一 面 占 年 き に ト メ 平 積 用	年
	八二	三、九〇〇	五、六〇〇	一、六〇〇	三、九〇〇	一、二〇〇	
	三五	一、六〇〇	三、三〇〇	七〇〇	一、六〇〇	五〇〇	
	一二	一、一〇〇	一、五〇〇	四五〇	一、一〇〇	三二〇	
	一二	一、一〇〇	一、三〇〇	四五〇	一、一〇〇	三二〇	
	一二	一、一〇〇	八五〇	四五〇	一、一〇〇	三二〇	

物げに二項第二三法  
 件る掲号第一条十第

ルメ○ルメ○外 未し・以し・径 満ト七上ト四が	のルメ○ルメ○外 も未し・以し・径 の満ト四上ト三が	のルメ○ルメ○外 も未し・以し・径 の満ト三上ト二が	の満ト二上ト五○外 のルメ○ルメ・径 も未し・以し一が	の満ト五○ルメ○外 のルメ・以し・径 も未し一上ト一が	の満ト一上ト七 のルメ○ルメ も未し・以し
一つルし一長 年きにトメさ					
八 〇	四 七 〇	三 六 〇	二 四 〇	一 八 〇	一 二 〇
三 五 〇	一 〇 〇	一 五 〇	九 九	七 四	四 九
一 三 〇	一 三 〇	九 六	六 四	四 八	三 三
一 三 〇	一 三 〇	九 六	六 四	四 八	三 三
一 三 〇	一 三 〇	九 六	六 四	四 八	三 三

法第三十二條 第一項第六号に掲げる施設	法第三十二條 第一項第六号に掲げる施設						法第三十二條 第一項第三号及び第四号に掲げる施設	法第三十二條 第一項第三号及び第四号に掲げる施設			
	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下及び街地				外の径が	メー以上の径が	メー以上の径が	メー以上の径が
				階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの					
占用面積 一平方メートルに	占用面積 一平方メートルに						占用面積 一平方メートルに				
五六〇	三、九〇〇	一、七〇〇	二、八〇〇	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	三、九〇〇	二、四〇〇	一、二〇〇		
三三〇	一、六〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇				一、六〇〇	九九〇	五〇〇		
一五〇	一、一〇〇	四四〇	七三〇				一、一〇〇	六四〇	三三〇		
一三〇	一、一〇〇	四〇〇	六七〇				一、一〇〇	六四〇	三三〇		
八五	一、一〇〇	二五〇	四二〇				一、一〇〇	六四〇	三三〇		

面積 占用	物げに一条第うと令下（行法道 件る掲号第七いー以令施路							一月 つき	
	チア ー の 断す を横 車道		除く。 るもの を （ 施設 であ る工 事に 掲げ る七 条第 四幕 （令 第	旗 ざ お	標 識	。除くのるであチア看 くのをも			
	も 他 の そ の	の る も 断 す を 横 車 道				の る も 断 す を 横 車 道	の る も 断 す を 横 車 道		の る も 断 す を 横 車 道
年 き 一 つ	年 き 一 つ	年 き 一 つ	年 き 一 つ	年 き 一 つ	年 き 一 つ	年 き 一 つ	年 き 一 つ		
二八、〇〇〇	五六、〇〇〇	五六〇	五六〇	三、一〇〇	五、六〇〇	五六〇			
一七、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三〇	三三〇	一、三〇〇	三、三〇〇	三三〇			
七、三〇〇	一五、〇〇〇	一五〇	一五〇	八五〇	一、五〇〇	一五〇			
六、七〇〇	一三、〇〇〇	一三〇	一三〇	八五〇	一、三〇〇	一三〇			
四、二〇〇	八、五〇〇	八五	八五	八五〇	八五〇	八五			

第七令 九条第	設る掲号第七令 施げに八条第					ト 上 空 に 設 架 路 下 の に 面 の に 設 の に ト 上 の は の 上 の ネ	令 第七 条第 六	令 第七 条第 四	令 第七 条第 二
	建 築 物	の そ の 他	の の も	の の も	の の も				
一 平 積 占 用							一 つ ル ト に 月 き	一 方 一 面 積 占 用	一 つ ル ト に 年 き
乗 じ て 得 た 額	A に 〇 ・ 〇 三 四 を 乗 じ て 得 た 額	A に 〇 ・ 〇 一 を 乗 じ て 得 た 額	A に 〇 ・ 〇 〇 八 を 乗 じ て 得 た 額	A に 〇 ・ 〇 〇 五 を 乗 じ て 得 た 額	A に 〇 ・ 〇 二 四 を 乗 じ て 得 た 額	〇 一 三 を 乗 じ て 得 た 額	三 九 〇	五 六 〇	三 、 九 〇 〇
乗 じ て 得 た 額						〇 一 五 を 乗 じ て 得 た 額	一 七 〇	三 三 〇	一 、 六 〇 〇
乗 じ て 得 た 額						〇 一 七 を 乗 じ て 得 た 額	一 一 〇	一 五 〇	一 、 一 〇 〇
乗 じ て 得 た 額						〇 一 九 を 乗 じ て 得 た 額	一 一 〇	一 三 〇	一 、 一 〇 〇
乗 じ て 得 た 額						〇 二 四 を 乗 じ て 得 た 額	一 一 〇	八 五	一 、 一 〇 〇

器具 二号に掲げる	物 建 仮 応 げ に 一 第 七 令 築 設 急 る 掲 号 十 条 第			場 駐 動 び 設 る 掲 号 第 七 令 車 車 自 及 施 げ に 十 条 第			設 る 掲 号 施 げ に			
	の そ も の 他	も 設 の け る に	も 設 の け る に	の そ も の 他	の そ も の 他	建 築 物	の そ も の 他			
							一つル一方 年きにトメ			
Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	た 乗 ○ A 額 じ 一 に 得 て 三 を ・	た 乗 ○ A 額 じ 九 を ・	た 乗 ○ A 額 じ 九 を ・	Aに○・○二四を乗じて得た額	た 乗 ○ A 額 じ 九 を ・	た 乗 ○ A 額 じ 九 を ・	た 乗 ○ A 額 じ 九 を ・	
			た 乗 ○ A 額 じ 一 五 を ・	額 じ 一 を 乗	額 じ 一 を 乗		額 じ 一 を 乗	た 乗 ○ A 額 じ 一 を 乗		
			た 乗 ○ A 額 じ 一 七 を ・	た 乗 ○ A 額 じ 一 二 を ・	た 乗 ○ A 額 じ 一 二 を ・		た 乗 ○ A 額 じ 一 二 を ・	た 乗 ○ A 額 じ 一 二 を ・		
			た 乗 ○ A 額 じ 一 九 を ・	た 乗 ○ A 額 じ 一 四 を ・	た 乗 ○ A 額 じ 一 四 を ・		た 乗 ○ A 額 じ 一 四 を ・	た 乗 ○ A 額 じ 一 四 を ・		
			た 乗 ○ A 額 じ 二 四 を ・	た 乗 ○ A 額 じ 一 七 を ・	た 乗 ○ A 額 じ 一 七 を ・		た 乗 ○ A 額 じ 一 七 を ・	た 乗 ○ A 額 じ 一 七 を ・		

別表の備考第八号中「一平方メートル若しくは一メートル」を「○・○一平方メートル若しくは○・○一メートル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可又は協議に係る占用期間（その初日がこの条例の施行の日前であつて、かつ、期間が一年未満であるものに限る。）に係る占用料については、なお従前の例による。

平成二十九年十二月四日

埼玉県知事

上田清司

提案理由

道路法施行令の一部改正を踏まえ、道路占用料の額の改定等をしたいので、この案を提出するものである。

第四百号議案

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例

埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の表中「川口市、」を削る。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年十二月四日提出

埼玉県知事 上田清司

提案理由

川口市の中核市への移行に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第百五号議案

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表埼玉県立小児医療センターの項中「婦人科」を「産婦人科」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

別表短期入所の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十九年十二月四日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

提 案 理 由

埼玉県立小児医療センター附属岩槻診療所を廃止し、及び同センターの診療科目を変更したいので、この案を提出するものである。

## 第百六号議案

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一項第一号事務の欄中「川越市」の下に「川口市」を加える。

別表第三項第一号事務の欄4中「川越市」の下に「川口市」を加え、同号市町村の欄中「川越市」の下に「川口市」を加える。

### 附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の別表第三項第一号事務の欄に掲げる事務に係る埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）及び同条例の施行のため埼玉県教育委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により埼玉県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に条例等の規定により埼玉県教育委員会に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる川口市の教育委員会が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、川口市の教育委員会とした処分その他の行為又は川口市の教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

平成二十九年十二月四日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

### 提 案 理 由

市町村への権限移譲の推進を図るため、埼玉県教育委員会の権限に属する事務の一部を川口市が処理することとし、及び川口市の中核市への移行に伴う規定の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第七号議案

埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例

埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 事業者の講ずべき措置等（第十九条―第二十二条）」を「第四章 第四

章 事業者の講ずべき措置等（第十九条―第二十二条）」に、「・

章の二 暴力団排除特別強化地域（第二十二条の二―第二十二条の四）」

第三十三条」を「―第三十四条」に改める。

第十九条第一項第一号中「この条及び第二十二条において」を削る。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 暴力団排除特別強化地域

（暴力団排除特別強化地域）

第二十二条の二 暴力団の排除を徹底することにより、住民及び来訪者にとってより一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域（次条及び第二十二条の四において「特別強化地域」という。）とする。

- 一 さいたま市大宮区桜木町一丁目及び二丁目の地域
- 二 さいたま市大宮区下町一丁目及び二丁目の地域
- 三 さいたま市大宮区大門町一丁目及び二丁目の地域
- 四 さいたま市大宮区仲町一丁目及び二丁目の地域
- 五 さいたま市大宮区宮町一丁目、二丁目及び四丁目の地域

（特別強化地域における禁止行為）

第二十二条の三 次の各号のいずれかに該当する営業（以下この条及び次条において「特定営業」という。）を営む者（以下この条及び次条において「特定営業者」という。）は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員を客に接する業務に従事させてはならない。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下この項において「風適法」という。）第二条第一項に規定する

風俗営業

二 風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

三 風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業

四 風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業

五 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百

三十三号)第五十二条第一項の許可を受けて営むもの(風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。)

六 前各号に掲げるものに類するものとして公安委員会規則で定める営業

2 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員から、用心棒の役務(営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。次項及び次条第二号において同じ。)の提供を受けてはならない。

3 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として利益の供与をし、又はその営業を営むことを容認する対償として利益の供与をしてはならない。

第二十二条の四 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 客に接する業務に従事すること。
  - 二 特定営業者に対し、用心棒の役務を提供すること。
  - 三 特定営業者から前条第三項に規定する利益の供与を受けること。
- 第三十条に次の二項を加える。

2 公安委員会は、前項の規定による命令(次項及び第三十三条において「中止命令」という。)を警察署長に行わせることができる。

3 中止命令については、埼玉県行政手続条例(平成七年埼玉県条例第六十五号)第三章の規定は、適用しない。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者
- 二 相手方が暴力団員であることの情を知って、第二十二条の三の規定に違反した者

三 第二十二条の四の規定に違反した者

2 前項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第三十三条中「第三十条の規定による命令」を「中止命令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十四条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)。

以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理

